



売手の交付

買手の保存

事例でわかる！

インボイスの
アウト・セーフ



はしがき

インボイスは「売手が買手に適正な消費税率を伝えるもの」と位置付けられています。しかし、軽減税率の適用対象は「外食以外の飲食料品（酒類を除く）の譲渡」と「定期購読の新聞の譲渡」に限られており、ほとんどの事業者は、標準税率10%の取引を行っています。

したがって、買手の多くは、適用税率を確認するためではなく、仕入税額控除の要件を満たすためにインボイスを確保しているのです。買手にとって、インボイスは、納付税額を減らすための金券であるといつても過言ではありません。

ただし、そのためのコストを無制限に受け入れることも困難です。税務調査において疑義が生じることがないように、かつ事務負担を最小限にして効率的にインボイスを確保して保存するということが、インボイス制度の課題であるといえるでしょう。

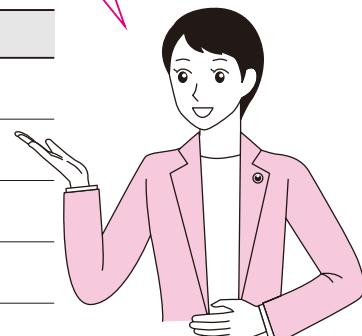
他方、売手の立場としては、インボイスの交付は、適法であることはもちろん、顧客の信頼に応えるために、記載事項が明瞭に記載されたものを作成し、交付の方法についても顧客の利便性に配慮し、適時に交付することが求められます。

本冊子は、事例を挙げて、インボイスの記載事項、あるいは授受や保存の方法が適正なものといえるか = アウトかセーフか = を解説するものです。

本冊子が、みなさまの疑問を解決し、実務の効率化に資することを願っています。

本冊子では、次の略称を使用しています。

略称	法律上の正式名称
インボイス制度	適格請求書等保存方式
インボイス	適格請求書
簡易インボイス	適格簡易請求書
返還インボイス	適格返還請求書
インボイス発行事業者	適格請求書発行事業者



CONTENTS

目次

I インボイスの記載事項と売手の交付義務

1 インボイスの記載事項	4
2 インボイスを交付する義務	5
Q1 個人事業者が登録通知書を紛失してしまった場合、再交付を請求できる？	6
Q2 インボイスに、法人の商号と異なる屋号を記載することはできる？	6
Q3 インボイスに、取引の内容として「野菜」「果実」「飲食代」「お品代」といった記載はできる？	7
Q4 一定期間の取引を取りまとめて1枚のインボイスを作成することはできる？	8
Q5 複数の取引を1枚のインボイスに記載する場合、取引ごとに消費税額等を算出してもいい？	9
Q6 納品書と月次の請求書とをあわせてインボイスとすることはできる？	10
Q7 納品書と月次の請求書をあわせてインボイスとする場合、納品書に消費税額等を記載することはできる？	11
Q8 1つの商品の販売について、分割払いの度に交付する領収書をインボイスとして消費税額等の端数処理を行ってもいい？	12
Q9 新規開業した事業者は、インボイス発行事業者の登録通知を受けるまでの間、商品価格に消費税等を上乗せして請求することができる？	12
Q10 登録通知を受け取った後も、インボイス対応のシステムに改修しないで、張り紙で登録番号を掲示する方法は認められる？	14
Q11 委託販売の委託者がインボイス発行事業者でなくとも、受託者が登録していればインボイスの交付はできる？	14
Q12 多数の者から販売業務を受託し、委託者のうちに免税事業者がいる場合、媒介者交付特例は適用できない？	16
Q13 兄と弟が2分の1ずつ共有しているビルの貸付けについて、インボイス発行事業者である兄の名前でインボイスを交付することはできる？	17
Q14 軽油の委託販売では、委託者に対してインボイスの写し及び精算書等のいずれも交付しなくていい？	17
Q15 当月の請求漏れの金額を翌月のインボイスに追加して記載することはできる？	19
Q16 返品等がある場合に、返還インボイスを作成せず、対価の返還等の金額を控除したインボイスを交付することはできる？	20
Q17 端数を切り捨てて金額を丸める出精値引きがある場合、インボイスにその値引き額を記載して返還インボイスの交付を省略することはできる？	21
Q18 飲食店は、馴染み客にも簡易インボイスを交付することができます？	22

III 買手におけるインボイスの保存

1	帳簿及び請求書等の保存の原則	23
2	インボイスの保存を要しない課税仕入れ	23
3	少額特例・2割特例・簡易課税	24
4	8割控除・5割控除(免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置)	24
5	インボイス制度下の税務調査	24
6	偽インボイスの交付を受けた場合	25
Q19	受け取ったインボイスに記載された登録番号が正しいかどうか、 公表サイトで確認せずに控除の対象としてもいい？	26
Q20	受け取ったインボイスの記載誤りを買手が訂正することはできる？	27
Q21	高速道路のETC料金のインボイスとして、クレジットカード会社が交付する クレジットカード利用明細書を保存することはできる？	28
Q22	派遣社員や出向社員へ支払った出張旅費等は、出張旅費特例の対象になる？	29
Q23	コーポレートカードを利用して支払う出張の宿泊費等は、 出張旅費特例の対象になる？	30
Q24	従業員が経費の立替を行った場合、 従業員宛名のインボイスを保存することはできる？	31
Q25	インボイスの保存に代えて、立替金精算書のみを保存することはできる？	31
Q26	インボイスの保存に代えて、自ら作成した仕入明細書を保存することはできる？	33
Q27	インボイスと仕入明細書を1枚の書類にすることはできる？	34
Q28	口座振替の家賃について、通帳を保存することでインボイスの保存と認められる？	34
Q29	月払いの家賃について、1年間の合計額を記載したインボイスは認められる？	35
Q30	賃貸人ではなく、不動産管理会社の名称と登録番号を記載した インボイスの交付を受けた場合も有効？	36
Q31	委託販売の委託者が純額処理を行っている場合、 委託販売手数料に係るインボイスの保存は不要？	37
Q32	委託販売の受託者が総額処理を行っている場合、 委託者からインボイスを受け取っていなくても仕入税額控除の適用はできる？	37
Q33	少額特例適用の1万円未満は、 税率ごとの対価の額の合計額で判定してもいい？	38
Q34	インボイス発行事業者である個人事業者の家用資産を購入した場合、 仕入税額控除の対象となる？	39
Q35	令和5年9月末で廃止された登録国外事業者の登録番号が記載された インボイスは有効？	40

(注) 本冊子の内容は、令和6年3月1日現在の法令等によります。

I インボイスの記載事項と 売手の交付義務

1 インボイスの記載事項

インボイス及び簡易インボイスの記載事項は、次のとおりです。

インボイスの記載事項	簡易インボイスの記載事項
① 売手(インボイス発行事業者)の名称 法人は名称、個人事業者は氏名を記載します。電話番号の記載などにより事業者を特定できる場合は、公表サイトに表示していない屋号や略称などを記載することができます。	
② 登録番号 登録番号の構成は、「T(ローマ字)」+ 数字13桁(例：T1234567890123)です。 法人は、マイナンバー法による法人番号が数字13桁の部分となります。 個人事業者の登録番号は、登録申請の後、税務署から通知されます。 表記について、「T」は大文字で、半角・全角を問いません。	
③ 取引年月日 商品を納品した日やサービスの提供を行った日です。 月まとめの請求書などは、その期間を記載することもできます。	
④ 取引の内容 商品名等を記載します。「野菜・果実」「文房具」といった商品の種類ごとの記載でも構いません。 軽減税率の対象にはその旨(「※」などの記号を付し、「※は軽減税率対象」と示しておく)を記載します。	
⑤ 対価の額の合計額 税抜き又は税込みで、税率ごとに合計します。	
⑥ 適用税率 10%の売上げしかない場合も「10%」と記載します。	簡易インボイスでは、⑥適用税率又は⑦消費税額等のいずれかの記載でかまいません。
⑦ 消費税額等 消費税額及び地方消費税額の合計額です。 1円未満は税率ごとに、切上げ、切捨て、四捨五入など、一つのインボイスにつき1回の端数処理を行います。個々の商品ごとに端数処理を行うことは認められません。	
⑧ 買手(書類の交付を受ける事業者)の名称 インボイスの宛名です。 正式名称のほか、屋号や略称などを記載することもできます。	簡易インボイスでは、⑧買手の名称の記載を省略することができます。

また、返還インボイスの記載事項は、次のとおりです。

返還インボイスの記載事項

- ① 売手の名称 ② 登録番号 ③ 対価の返還等を行う年月日
- ④ 対価の返還等のもととなる課税売上げの年月日 ⑤ 対価の返還等のもととなる取引の内容
- ⑥ 対価の返還等の金額 ⑦ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

2 インボイスを交付する義務

インボイス発行事業者は、買手である課税事業者の求めに応じて、インボイスを交付し、その写しを保存しなければなりません。小売業や飲食店業等においては、インボイスに代えて簡易インボイスを交付することができます。

また、1万円以上の売上対価の返還等を行った場合には、返還インボイスを交付しなければなりません。

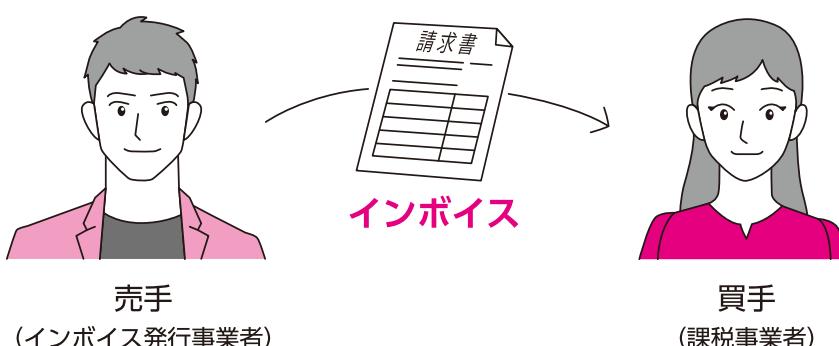
なお、書類の交付に代えて、その記載事項に係る電子データ(電子インボイス)を提供することができます。

インボイス発行事業者が交付し保存するもの

課税資産の譲渡等	インボイス又は簡易インボイス (電子データの提供と保存が可能)
1万円以上の売上対価の返還等	返還インボイス(電子データの提供と保存が可能)

インボイスは、買手にとって、納税額を減少させる金券のような存在であるといえます。

売手としては、インボイスの交付は、適法であることはもちろん、顧客の信頼に応えるために、記載事項が明瞭に記載されたものを作成し、交付の方法についても顧客の利便性に配慮し、適時に交付することが求められます。



記載事項が明瞭に記載されたインボイスを作成・交付する義務がある！

Q1 個人事業者が登録通知書を紛失してしまった場合、再交付を請求できる？

アウト！ 登録通知書の再交付を請求する手続きはありません。

セーフ！ 登録番号は、インボイス登録センターで確認することができます。

法人の登録番号は、マイナンバー制度の法人番号ですが、個人事業者は、登録時に付番され登録通知書により通知されます。

登録通知書を紛失して自身の登録番号を確認する必要が生じた場合は、各国税局のインボイス登録センターに問い合わせてください。

なお、e-Taxにより申請して電子データで受け取った登録通知は、メッセージボックス内に1,900日間保存されています。

Q2 インボイスに、法人の商号と異なる屋号を記載することはできる？

セーフ！ 売手の名称として、法人の商号ではない屋号を記載してインボイスを交付することができます。

(1) 売手の対応

インボイス発行事業者の名称は公表サイトで公表されていますが、法人については屋号の公表はありません。個人事業者においても、屋号(ペンネーム、芸名等を含みます)を公表していない場合が想定されます。しかし、法人の商号や個人事業者の氏名以外の屋号やブランド名で営業を行うことは珍しくなく、インボイスの記載事項である「売手の名称」として、屋号やブランド名を記載するニーズがあります。

このような場合には、あわせて電話番号を記載しておく必要があります。例えば、インボイス発行事業者である株式会社ABCが、交付するインボイスに次のような記載をすることができます。

公表サイトの表示	インボイスへの記載
名 称：株式会社ABC 本店所在地：○○市中央区1-X	名 称：ショップTODAY 店舗所在地：○○市港区9-X 店舗電話番号：06-9999-△△△△

インボイスを受け取った事業者が、記載された電話番号により発行者の営業所や店舗に問い合わせてインボイス発行事業者であることを確認できる状況であれば、問題はないということです。もちろん、現実に電話をして確認することを推奨するものではありません。

また、交付を受ける事業者の氏名又は名称についても、正式名称のほか、その事業者であると認識することができる屋号や略称を記載することができます。

1

帳簿及び請求書等の保存の原則

一般課税による場合の仕入税額控除は、災害等の被災者である場合を除き、原則として、帳簿及び請求書等(インボイス等)の保存が適用の要件とされています。

ただし、インボイスの保存を不要とする特例があります。

2

インボイスの保存を要しない課税仕入れ

次の表で「インボイス不要」と表示したものは、所定の事項が記載された帳簿を保存することにより仕入税額控除が認められます。

取引	売手のインボイス	買手の仕入税額控除
● 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送 (公共交通機関特例)	交付義務免除	インボイス不要
● 3万円未満の自動販売機による商品の販売等 (自動販売機特例)		
● 郵便切手類を対価とする郵便サービス (郵便切手特例)		農協等が 交付する 書類を保存
● 出荷者が卸売市場に委託して行う生鮮食料品等の譲渡 (卸売市場特例)		
● 生産者が農協等に委託して行う農林水産物の譲渡 (農協特例)		
● 入場券等が使用の際に回収される入場料等 (回収特例)	簡易インボイス を交付して回収	
● 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費・ 通勤手当等(出張旅費特例)	インボイス発行 事業者でない	インボイス不要
● インボイス発行事業者以外からの次の購入 ▷古物商が行う古物(棚卸資産)の購入(古物商特例) ▷質屋が行う質物(棚卸資産)の購入(質屋特例) ▷宅地建物取引業者が行う建物(棚卸資産)の購入 (宅地建物特例) ▷再生資源等(棚卸資産)の購入(再生資源特例)		

※ 帳簿には、通常必要な記載事項に加え、上記のいずれかに該当する旨の記載が必要です。

※ 回収特例は、3万円以上の取引である場合には、帳簿に課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載します。

3 少額特例・2割特例・簡易課税

(1) 少額特例

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和11年9月30日までに行う税込1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存は不要です。帳簿のみの保存で、仕入税額控除が認められます。

(2) 2割特例

インボイス制度の開始から令和8年9月30日までの日の属する課税期間で、インボイス発行事業者の登録をしなければ免税事業者となる課税期間においては、控除対象仕入税額を売上税額の8割相当額(特別控除税額)とする2割特例の経過措置があります。

実際の課税仕入れ等を用いることがないので、帳簿及び請求書等の保存は不要です。

(3) 簡易課税

簡易課税では、売上税額に事業の種類ごとに定められたみなし仕入率を乗じて控除対象仕入税額を計算します。実際の課税仕入れ等を用いることがないので、帳簿及び請求書等の保存は不要です。

4 8割控除・5割控除(免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置)

令和11年9月30日までは、インボイスの保存がなくても、区分記載請求書等保存方式において仕入税額控除の対象となる課税仕入れについては、次の割合で仕入税額控除が認められます。

R5.10.1	R8.10.1	R11.10.1
3年間 インボイスの保存がない 課税仕入れにつき 80%控除できる	3年間 インボイスの保存がない 課税仕入れにつき 50%控除できる	その後 インボイスの保存がない 課税仕入れは 控除できない

- ※ 分区記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等の保存が必要です。
- ※ 軽減税率の適用対象である旨及び税率ごとの税込対価の額の合計額は、買手において追記することができます。
- ※ 分区記載請求書等の記載事項に係る電子データの提供を受けて保存することができます。
- ※ 帳簿には、通常必要な記載事項に加え、この経過措置を適用する旨の記載が必要です。

5 インボイス制度下の税務調査

インボイス制度における税務調査について、次のような国会答弁があります。令和5年9月12日の日本経済新聞ほかの国税庁長官のインタビュー等の基となる答弁であろうと推測されます。

Q19 受け取ったインボイスに記載された登録番号が正しいかどうか、 公表サイトで確認せずに控除の対象としてもいい？

セーフ！ 仕入先が登録していることを確認していれば、インボイスに記載された登録番号を公表サイトで確認する必要はありません。

日々の業務として、受け取ったインボイスに記載された登録番号が正しいかどうか、公表サイトで確認する作業の必要性は極めて低いといえます。

公表サイトは、どの場面で活用するかが重要です。控除できない消費税額等についての適正なコスト管理をするためには、「受け取ったインボイスに記載された登録番号」が正しいかどうかではなく、価格交渉の前に、その仕入先が「インボイス発行事業者であること」を確認しておく必要があります。消費税等を支払う契約で取引を行った後に、請求書や領収書に記載された登録番号が適正なものでなかったことに気が付いても時すでに遅く、トラブルを避けるためには、取引内容の合意に至る前に、仕入先がインボイス発行事業者であることを確認しておかなければなりません。

公表サイトの活用

新規の仕入先	価格交渉を行う前に登録の有無を確認する
継続する仕入先	登録状況を継続的に管理する

仕入先の登録状況を管理していれば、受け取ったインボイスに記載された登録番号を、公表サイトで確認する作業は必要ありません。

ただし、継続的な登録状況の管理を人の手によって行うことには限界があります。会計ソフト等に付属する機能として、公表サイトのWeb-API機能又は公表情報ダウンロード機能を利用して、名簿に入力された取引先について、自動で定期的に登録の確認を行うシステム等が開発されています。

仕入先が登録していることを
事前に確認していれば
インボイスに記載された登録番号を
公表サイトで確認する必要はありません



Q20 受け取ったインボイスの記載誤りを買手が訂正することはできる？

アウト！ 買手が自ら追記や修正をしただけでは、インボイス保存の要件を満たしません。

セーフ！ 売手の確認を受ける場合は、買手において修正することができます。

(1) 売手による修正インボイスの交付

交付したインボイスの記載事項に誤りがあった場合には、インボイス発行事業者は、修正したインボイスを交付しなければなりません。交付方法として、たとえば、次の方法が考えられます。

- 正しい記載のインボイスを再交付する
- 先に交付したインボイスとの関連性と修正事項を明示した書類を交付する

※ 電子データの提供によることができます。

(2) 買手による修正と確認

買手がインボイスの記載事項について誤りに気が付いた場合に、自ら追記や修正を行っただけでは、仕入税額控除の要件を満たすことはできません。

ただし、買手は、売手が交付するインボイスに代えて、自らが作成した仕入明細書等で、インボイスの記載事項が記載されており、売手であるインボイス発行事業者の確認を受けたものを保存することもできます。

したがって、受領したインボイスに買手が自ら修正を加え、その修正した事項について売手の確認を受けることで、その書類は適格請求書であるのと同時に修正した事項を明示した仕入明細書等にも該当することから、その書類を保存することで、インボイス保存の要件を満たすことになります。

この場合、売手は、保存するインボイスの写しを修正します。改めて修正したインボイスを交付する必要はありませんが、当初交付したインボイス及び修正後のインボイスの両方の写しを保存しなければなりません。

II

買手におけるインボイスの保存

【インボイスの記載事項に誤りがあった場合】

交付したインボイス発行事業者(売手)	交付を受けた事業者(買手)
修正して再交付する義務がある ※ 買手による修正を確認した場合は写しを修正する	再交付を受けて保存する必要がある ※ 自ら修正した場合は売手の確認を受ける